

令和 2 年 1 月 31 日
東京税関業務部

関係各位

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和元年度（平成 31 年度）の初日から令和元年 12 月末日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 3 の項に掲げる物品（クリーム）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 3 の項に掲げる物品（クリーム）（関税割当を受けて輸入するものを除く）

品 目		発動前	発動後
クリーム	0401.40-190	21.3%+635 円/KG	28.4%+846.67 円/KG
	0401.50-119		
	0401.50-129	21.3%+1,199 円/KG	28.4%+1,598.67 円/KG

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337